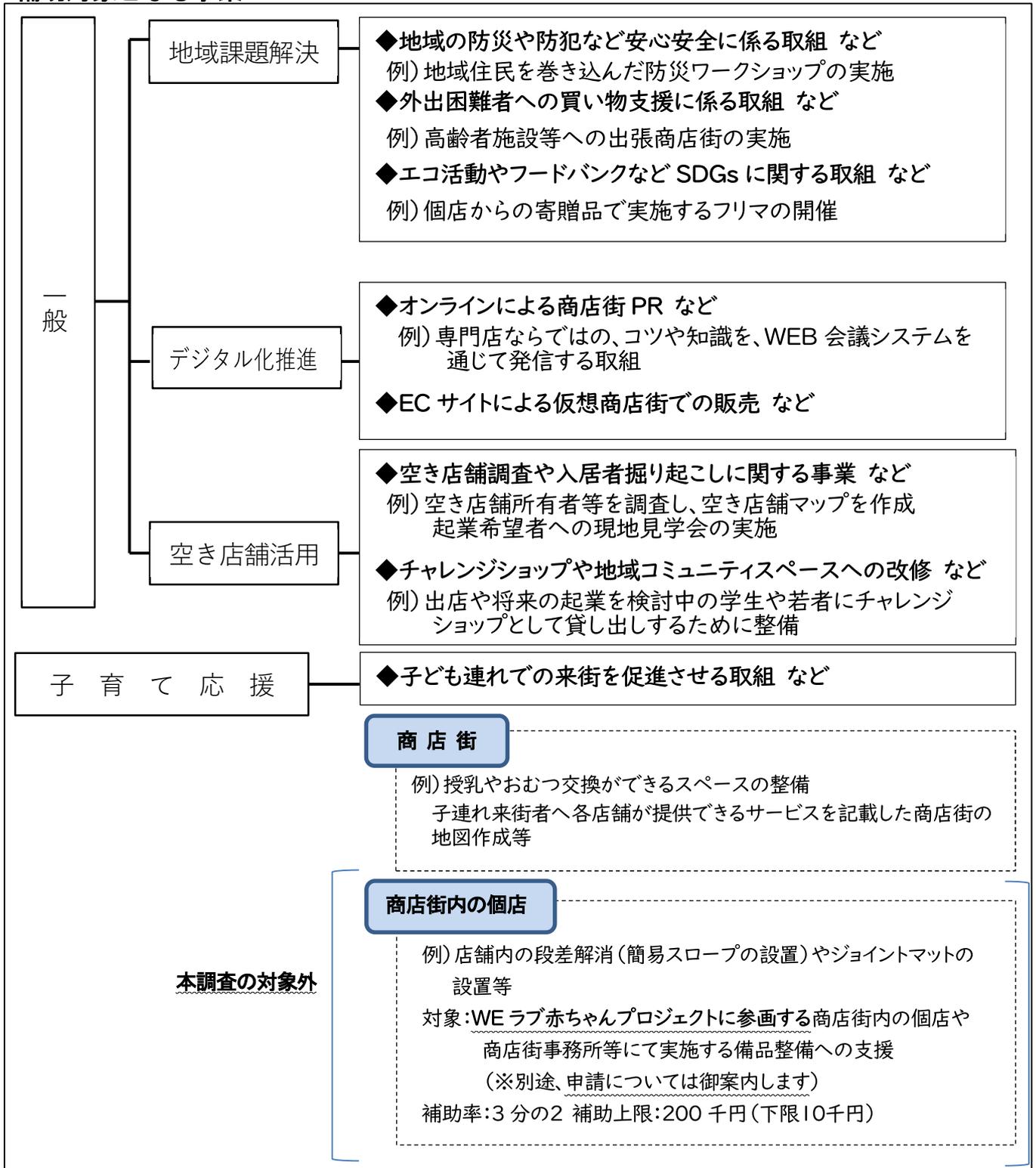


**地域課題解決コミュニティ活性化事業**  
**<一般><子育て応援>**

**1 趣旨**

商店街が自ら又は多様な主体等と連携して取り組む、地域課題を解決するための試みやデジタル化、空き店舗対策を支援し、商店街の多機能化や商店街に多様な人材を集積させることで、商店街が地域コミュニティの核として、地域・個店と一体的に発展していくことを目的とし、商店街が行う新たな取組を支援する

**2 補助対象となる事業**



### 3 補助対象事業者

商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、地域のまちづくりや商業活性化等に取り組む民間事業者等

### 4 補助率及び補助限度額

① 補助率：「一般」（地域課題、デジタル化、空き店舗活用） → 3分の2

「子育て応援」 → 4分の3

② 補助上限額： → 100万円

### 5 補助対象経費

事業	ソフト部分	ハード部分
一般 「地域課題解決」 「デジタル化」 「空き店舗活用」	・ 報償費（講師謝金等） ・ 旅費 ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 役務費 ・ 広告宣伝費 ・ 使用料及び賃借料*1 ・ 委託料*2	・ 工事費修繕費 ・ 備品購入費
子育て応援（商店街）		

\*1：店舗等賃借料については6ヶ月以内分のみが補助対象

\*2：総事業費の2分の1以内（委託内容のうち事業に関わるもののみが対象）

### 6 申請にあたっての諸注意

- 事業内容について商店街創生センターによりヒアリングを実施（交付申請前）  
ヒアリング後に実施する、外部の有識者による「意見聴取会議」での意見により、補助金希望申請額の減額や事業内容の変更等を求める場合があります。
- 事業に応じたKPI（目標）を交付申請時に設定  
例）・ 来街者数  
・ 新規出店者数  
・ SNSなどで外部発信を行う数  
・ 事業への参加者数  
・ 商店街会員数 等
- これまでに京都府からの補助実績がある取組は補助対象外。ただし前回の取組における課題を改善して取り組む場合は補助対象となる場合がありますので、提出前に商店街創生センターまで御相談ください。
- ハード部分の補助については、耐用年数期間内に廃棄や売却等を行った場合は、残年数に応じて、補助金の返還を求めることとなりますので御注意ください。



## 地域課題解決コミュニティ活性化事業 ＜創業＞

### 1 趣 旨

商店街での創業の促進・空き店舗等の解消・担い手の増加等により、商店街の面的な魅力の向上を図るため、商店街で新たに事業を開始する事業者に対し、立ち上げに要する経費を支援する

### 2 補助対象となる事業

◆商店街が面的な魅力を高めるために不足する業種や目指す姿をまとめた計画（ビジョン）を作成し、空き店舗等において、計画（ビジョン）に合致した業種が新たに事業を開始する場合（創業又は出店）に補助金で支援

例）商店街が〇〇業種の出店を希望する計画（ビジョン）を作成し、それに沿った業種が商店街内に出店

### 3 補助対象事業者

商店街等の空き店舗等を活用した創業（兼業・副業を含む）や新規出店する中小企業者等

※商店街等の魅力向上に資する業種に限る

※商店街等に加盟し、継続して商店街活動に寄与する事業者であること

### 4 補助率及び補助限度額

① 補助率： 2分の1

② 限度額： 140万円

（ただし、ハード部分は必要と認められるものに限り、上限100万円とする）

### 5 補助対象経費

ソフト部分	ハード部分
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 消耗品費</li><li>・ 印刷製本費</li><li>・ 役員費</li><li>・ 広告宣伝費</li><li>・ 使用料及び賃借料*1</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事費、修繕費</li><li>・ 備品購入費</li></ul>

\*1：店舗等賃借料については6ヶ月以内分のみが補助対象

### 6 申請にあたっての諸注意

- ハード部分の補助については、耐用年数期間内に廃棄や売却等を行った場合は、残年数に応じて、補助金の返還を求めることとなりますので御注意ください。